

～給与勧告の仕組みと今回の勧告のポイント～

令和2年10月
大分県人事委員会

【内 容】

- 1 給与勧告の対象職員
- 2 給与勧告の手順
- 3 今回の勧告のポイント

1 給与勧告の対象職員

本年の給与勧告の対象となっているのは、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の各給料表適用者15,146人(再任用職員等を除く。)であり、昨年より105人減少しています(そのうち行政職給料表適用者は4,260人で、昨年より20人増加しています。)

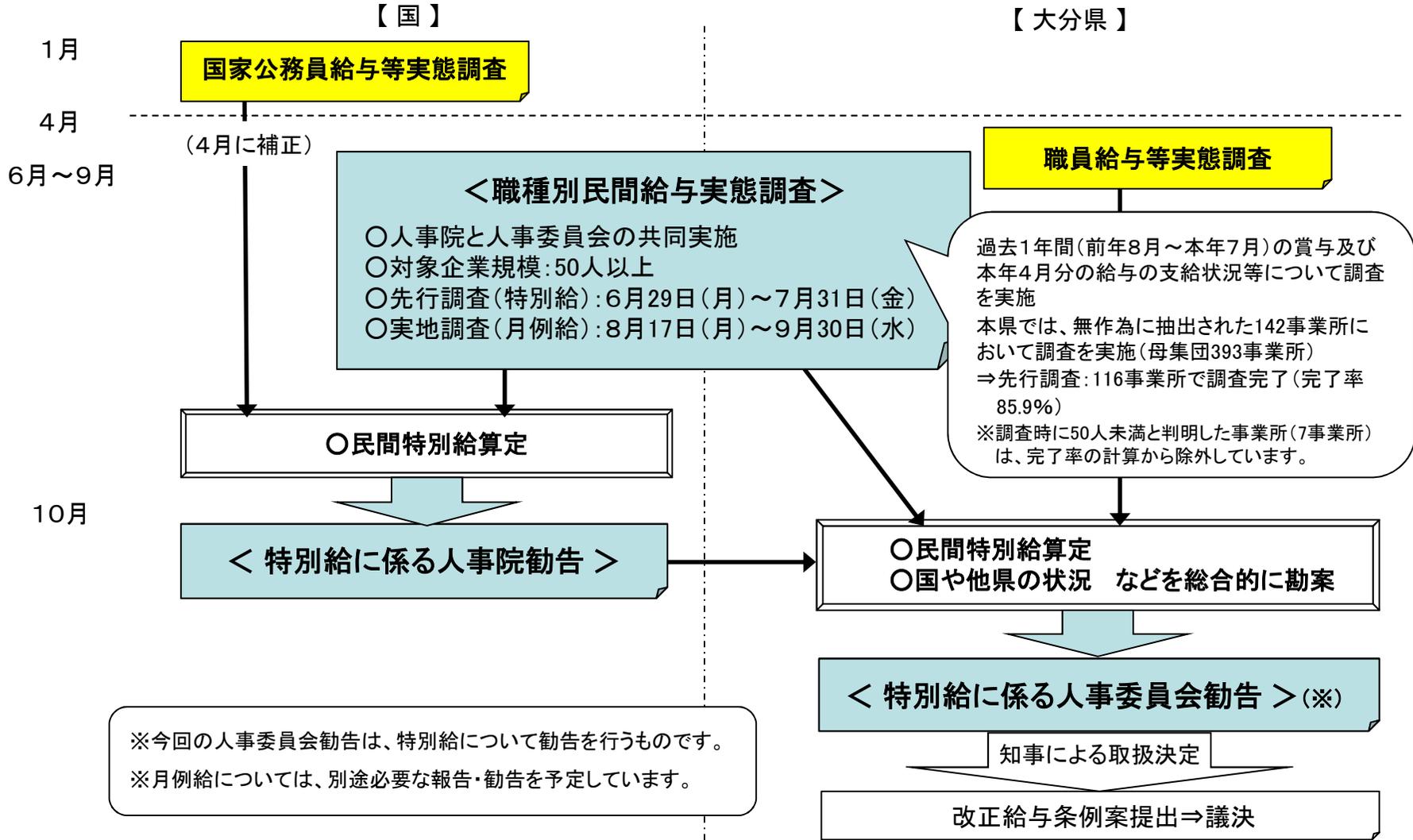
また、対象職員の平均年齢は43.4歳で、昨年より0.3歳低下しています(そのうち行政職給料表適用者の平均年齢は、昨年と同じ42.4歳となっています。)

(各年4月1日現在)

項目 給料表	職員数(人)			平均年齢(歳)		
	令和2年	平成31年	増減	令和2年	平成31年	増減
行政職	4,260	4,240	20	42.4	42.4	0.0
研究職	229	228	1	40.5	41.3	△0.8
医療職(一)	16	15	1	46.1	44.3	1.8
医療職(二)	196	207	△11	41.9	41.8	0.1
海事職	37	40	△3	44.5	44.2	0.3
公安職	2,035	2,061	△26	38.4	38.1	0.3
教育職(一)	2,646	2,664	△18	46.5	46.6	△0.1
教育職(二)	5,725	5,794	△69	44.7	45.5	△0.8
特定任期付職員	2	2	0	54.7	53.7	1.0
全職種	15,146	15,251	△105	43.4	43.7	△0.3

2 給与勧告の手順

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とするものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、職員給与の決定方式として定着しています。



3 今回の勧告のポイント

1 期末手当・勤勉手当

- 民間の特別給の支給割合（4.45月）等を考慮の上、人事院勧告に準じて支給月数を0.05月分引下げ
年間支給月数 4.50月分 → 4.45月分（0.05月単位で改定）
- 支給月数の引下げ分については、人事院勧告に準じて期末手当を引下げ
- 条例の公布日から実施

（参考）近年の給与勧告の状況

	期末・勤勉手当		（参考）月 例 給		行政職職員の 平均年間給与	
	年 間 支給月数	対前年 増 減	改定額	改定率	増減額	増減率
平成22年	3.95月	△0.20月	△617円	△0.16%	△88千円	△1.4%
平成23年	3.95月	—	△1,057円	△0.28%	△17千円	△0.3%
平成24年	3.95月	—	—	—	—	—
平成25年	3.95月	—	—	—	—	—
平成26年	4.10月	0.15月	936円	0.26%	70千円	1.2%
平成27年	4.20月	0.10月	472円	0.13%	44千円	0.7%
平成28年	4.30月	0.10月	521円	0.15%	44千円	0.8%
平成29年	4.40月	0.10月	850円	0.24%	49千円	0.8%
平成30年	4.45月	0.05月	917円	0.26%	32千円	0.5%
令和元年	4.50月	0.05月	635円	0.18%	28千円	0.5%
令和2年	4.45月	△0.05月	（別途必要な報告・勧告を予定）		△18千円	△0.3%

（注）1 令和2年の「行政職職員の平均年間給与」は特別給の勧告分を示したものの

2 平成23年、平成27年及び令和元年の「改定率」は、定期人事異動後の職員給与に基づき算出。これらの年の「平均年間給与」は、平年ベースで算出